

柔道指導における過失責任

船 山 泰 範

〔業務上過失傷害被告事件、長野地裁平二五(わ)八〇号、平成二六年四月三〇日判決〕LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース 文献番号 25503851、有罪(確定)〕

〔事実〕

被告人は、講道館柔道四段の有段者で、柔道教室を開設して柔道指導を行っていた者である。被告人は、平成二〇年五月二七日午後九時一〇分頃、長野県松本市の市体育館二階柔道場において、同教室の生徒であるM(小学六年生)の乱取り稽古の相手となって柔道指導をして

いた。その際、被告人は、Mに対して「片襟体落とし」と呼ばれる技をかけ、Mは、背中や腕の辺りから畳に打ち付けられた。Mは、その後すぐに起き上がり、乱取り稽古を再開したが、力が抜けたようにして座り込んだため、被告人がMを畳の上に寝かせた。被告人は、Mが痙攣を見せたりしたこと、一一九番通報した。Mは救急隊員によって病院に搬送され、頭部CT検査を受け、急性硬膜下血腫の傷害を負っていることが判明したので、緊急手術を受けた。Mは、意識障害を伴う後遺症を負うに至った。

被告人について(被疑者段階で)、長野地検は、過失を

認定するには証拠が不十分として、二度にわたって不起訴にしたが、長野検察審査会が起訴すべきとの議決を二度行なった。そのため、平成二五年五月、検察官役の指定弁護士が強制起訴したのである。¹⁾

平成二六年四月三〇日、長野地裁は、以下の理由を示して、被告人に禁錮一年、執行猶予三年の有罪判決を言い渡した。

〔判旨〕

(1) 判決は、まず、柔道が、「相手を投げて制圧するなど危険防止のために受け身の習得が必要不可欠とされている」という競技の性質を有するとする。その点に照らすと、「柔道指導者が柔道の指導のため技量が未熟で受け身が十分に習得されていない小中学生(年少者)に対し投げ技をかけて投げる場合、その力加減の程度はともかく、力加減をすべき義務があることは明らかである。」として、注意義務の存在を示している。

その上で、判決は、無罪を主張する弁護人の三点の主張に対して、それぞれ答えている(2)~(4)。

(2) 弁護人は、①頭部を直接打たないのに架橋静脈の破

綻によって急性硬膜下出血が発症し、重大な障害を負うに至ることがあるとする知見は、柔道界では一般的でなく、被告人にとって被害者の負傷は予見できなかったとする。この点について、判決は次のようにいう。

「傷害の発生機序の詳細まで予見できなければ注意義務を認めることはできないとはいえないのであって、技量・体格等が未熟な者が強い力で投げられ、畳に打ち付けられるなどすれば、直接打撲した部分に限らず、身体各部に無理な力が加わり、そのような無理な力が加わった身体の部分に何らかの障害が発生しうることは十分に予見可能であるから、上記のような注意義務を認めることの障害にはならないというべきである。」

(3) 弁護人は、②被告人は被害者の頭部を打ち付けないよう注意を払っていたから、過失がない、と主張する。この点に対する判決の答えは、次の通りである。

「頭部を畳に打ち付けることはそれ自体危険なものであるから、そのような事態を予防することが重要であることは当然であるが、上記のとおり、技量・体格等が未熟な者が強い力で投げられて身体が畳に打ち付けられるなどすれば、直接打撲した部分に限らず、身体各部に無

理な力が加わる可能性があるものであり、無理な力が加わった部分に何らかの障害が発生しうることは十分に予見可能であつて、頭部を畳に打ち付けることだけが危険であり、これを防止すれば安全であるとする見解に科学的な裏付けがあるとはいえない。したがって、上記②のような配慮をしただけで注意義務を尽くしたということではない。」

(4) 弁護士は、③頭部の架橋静脈の破綻をもたらす回転加速度がどの程度であれば架橋静脈の破綻をもたらすのか、また、回転加速度をどのように制御すればどのような効果があるか明らかではなく、結果を回避する手段があるとはいえないとする。判決は、次のように答える。

「技量が未熟で受け身が十分に習得されていない小学生（年少者）に対し、受け身が取りやすいように、また、回転をゆつくりさせて投げれば、頭部に生じる回転加速度が格段に小さいものとなることは明らかであつて、回転加速度による架橋静脈の破綻が回避できたものといえる。」

(5) 一方、裁判所は、証拠の評価に関して、(イ)年少者に対する指導者として豊富な経験を有する正木証人、(ロ)被

告人と一緒に柔道教室を行っている証人、(ハ)Mと同学年で、柔道の技量も同程度であつた証人などの証言その他を参考にして、「本件年少者に対する投げ方」はいかにあるべきかを独自に検討し、次のように表現している。

「受け身が取りやすいように、また、回転をゆつくりさせて投げ、あるいは、大人同士の試合の際や高校生や中学生を投げる場合とは異なり、受け身を取りやすいように手を添えながら、ダッシュではなくウォーキングのような感覚でゆつたり投げるなどの力加減をして投げるべきものと認められる。」

その上で、判決は、Mが本件事故当時、いまだ受け身の習得も十分でない技量未熟な発育途上の小学生^③であつたと認められ、被告人としては、本件年少者に対する投げ方でMを投げる注意義務があつたと認められるとする。そこで、被告人がこの注意義務に反してMを投げたと認められるかを検討している。

この検討にあたって採られた方法は、被告人が、右の(ロ)の証人をMに見立てて投げて本件事故の状況を再現した映像の利用である。この映像は、被告人および本件柔道教室が契約していた保険会社である東京海上日動火災

保険株式会社の担当者が、調査のために再現を依頼したものである。

そして、結果として、本件再現映像に照らしても、それに対する別証人(二)による評価に照らしても、「被告人の本件事故の際の投げ方は、その力加減の点で、本件年少者に対する投げ方の程度をはるかに超えていることは明らか」であり、被告人には過失が認められるとする。

(6)以上、やや長く判決の論理を追ってきたので、判決文のまとめに相当するものを「量刑の理由」の文中から書き抜いて、示すことにしよう。

「本件は、主に小中学生を対象とした本件柔道教室を開設していた被告人が、当時小学六年生であった被害者に対し、その技量・体格等に応じた適切な力加減を怠って投げ技をかけ、重い後遺症を伴う急性硬膜下血腫の傷害を負わせたという業務上過失傷害の事案である。

被告人は、心身ともに発達途上で柔道の初心者を含む小中学生に対し、格闘技であり、危険を伴う柔道の指導をする立場にあったのであるから、その指導に当たっては細心の注意を払うべき重い責任を負っていたにもかかわらず、それを怠り、自らが相手となって乱取り稽古を

する中で、投げ方を誤って重大な傷害を負わせるに至ったのであって、その過失は重大というほかない。」

〔評釈〕

一 本件の争点

本件では、被告人の片襟体落としての技によって被害者が長期にわたるリハビリを要する見込みの意識障害を伴う急性硬膜下血腫の傷害を負わされたことは疑いがないが、被告人にその過失責任を問うことができるかどうかが争点となる。

被告人側は、前述のように三つの点から過失犯にはあたらないと主張していることから、本件では、過失犯の捉え方に関する問題について検討作業をすることとする。

二 柔道指導における注意義務

本件の被害者は、実際には架橋静脈の破綻によって急性硬膜下出血を発症したものである。被告人側が争う第一は、被告人にはそのような結果について予見できなかったから過失責任はない、とするものである。

この弁護側の主張は、行為者が、片襟体落としてのよう

な技をかけても、頭部を直接打たなければ急性硬膜下血腫になるとは予見しえなかつた以上、過失責任を負わないとするものである。その根拠を分析すると、これは、いわゆる具体的予見可能性説に依拠する主張といえる。

この点に關し、本判決は、注意義務の内容について、傷害の発生機序の詳細まで予見する必要はないと論駁している。未熟な者が強い力で投げられれば、①直接打撲した部分に限らず無理な力が加わり、②その無理な力が加わった身体の部分になんらかの障害が発生することが予見可能である、とするのである。これは、逆の面からみると、行為をなした時点で結果発生の危惧感があればよいとするものであり、本判決を学説に当てはめてみると、危惧感説に基づいている可能性が高い。

弁護側主張の第二は、被告人は被害者が頭部を畳に打ち付けないよう注意を払っていたから回避措置として十分であるというものである。この点がその通りであるとすれば、被告人が回避措置をとっていたにもかかわらず結果が発生してしまったということで、被告人を責めることは無理なようにも思える。しかし、被害者の頭部を畳に打ち付けさえしなければよいのか、という問題があ

ることはいうまでもない。本判決は、この点に關して、無理な力は身体のあらゆる場所に及ぶ可能性がある以上、回避措置はそもそも未熟な者を強い力で投げないことである、とするのである。

弁護側主張の第三は、架橋静脈の破綻をもたらず回転加速度がどの程度のものか明らかでない以上、回避措置はとりようがないとするものである。この点について、本判決は、回避措置はそう難しいものではないとする。すなわち、年少者に対し、受け身が取りやすいように、また、回転をゆつくりさせて投げれば、結果を回避できたとする。要するに、弁護側主張は、罪を免れようとする⁽⁴⁾ことに加担する具体的予見可能性説の言いぶりであり、一方、本判決は、過失犯の重心を回避措置に置く考え方の現れといえる。

以上の、被告人側の争点の指摘とそれに対する本判決の論理展開から明らかになったことは、柔道指導者が年少者に投げ技をかけて投げる場合、相手の技量・体格等に⁽⁵⁾応じた適切な力加減が必要であるということである。

このように検討してきた柔道指導の注意義務が、「力加減をする」ことに落ちついたことに、一種の感慨を禁

じえない。その理由の第一は、予見可能性に拘束されることなく回避措置がとりうることを示しているということである。柔道指導をする立場にある者が年少者に対する関係で力加減をする必要があるという指摘は、これを一般化すれば、①主体が一定の立場にあること、②弱い被害者、③容易にとりうる回避措置、という組み合わせを示したものである。第二は、この結論は極めて常識に適っているということである。刑法理論上は危惧感説对具体的予見可能性説という形で論議が豊富だが、そんなことを余所に、日常生活では社会活動における常識が確認されるといふことである。

三 過失犯の二つの要素

本判決の特色になると思うのは、年少者に対する柔道指導における結果回避措置がどのようなものであるべきかを、独自に詳細に検討し、回避措置を具体的に明らかにしている点である。言葉を換えていえば、過失犯を構成する要素が予見可能性と回避措置の二つであることを踏まえて、両方の吟味をした上で、過失といえるかどうかを検討しているということである。このあたり前のこ

とが刑事裁判において必ずしもなされていないことに、過失犯論と刑事司法実務の未熟さがあると思うのである。重要なことであるので、ひとまず、本判決とはやや距離を置いて論じておこう。

過失犯が二つの要素から構成されていることを自覚して展開した判例としては、森永ドライミルク砒素中毒事件における徳島地裁判決(昭四八・一一・二八判時七二一・七)がある。この判決は、食品製造業者として消費者に安全な食品を提供するためにはどうしたらよいかを検討している。これはいうまでもなく、回避措置が何かということである。判決は、次のようにいう。第一に、成分規格が保証された局方品や試薬を使うことである。第二に、工業用薬品を用いるのであれば、まちがいはなく第二燐酸ソーダであることを確かめる化学的検査である。第三に、乳児用調整粉乳として出庫する前に有毒物が混入していないかを確かめる化学的検査である。以上の点は、万が一にも乳児が毒物混入の粉ミルクを飲まないための最低必要条件というべきである。しかも、右の第三の回避措置は、一般の消費者に母親にはできないが、食品製造業者には苦もなくできることなのである。

弁護側が、松野製剤^⑥のような物が納入されるとは予見できなかつたから過失はなかつたと主張するのに対し、判決は、そのような具体的予見可能性があつたかかないかが問題ではなく、食品に毒物が混入するような危険を回避するために、食品製造業者としてどのような回避措置をするべきであつたかが大事なのだとしているのである。

右の三つの回避措置はどこから発生するかといつたら、それは、食品製造業者の基本的注意義務にほかならない。すなわち、この点を判決文から引用すると、次のように、①地位、②職業、③立場である、とまとめることができ（引用文の傍点は筆者）。

「行為者の地位又は職業などが考慮されなければならない。刑法は保護すべき対象について精神力を集中し、法益侵害の結果を生じないように注意すべしとして注意義務を要求しているのである」。そして、食品製造業者としての義務を次のように捉えている。「食品製造業者は、その食品が人体に全く無害で安全であることを消費者に保証してこれを販売している立場になり、したがつて、そこで使用する原材料に不純物が混っていないこと及び製造過程で有毒物が混入しないようにする一般的義務を負う立場にある。」

安全な食品を提供するのは、食品製造業者の基本中の基本なのである。もともとは工場の操業などにおける従業員の安全のために用いられた言葉のようであるが、安全第一は食品製造にもそのまま当てはまる。この点を過失犯との関係で見れば、予見可能性の内容は具体的であることなどはありえず、食品の原料に化学薬品をまぜるとすれば、毒物が混入するおそれがあるという危惧感で十分ということになるのである。

他方、過失責任を否定して無罪を言い渡している判例の中には、過失犯が二つの要素からなりたっていることを忘れていかと思われるものがある。JR西日本の尼崎脱線事故に関して、判決は、被告人（山崎）が事件現場の危険性を具体的に認識していなかつたら、無罪であるとしている^⑦。しかし、被告人が鉄道本部長としてやるべきことは何であつたかという点、線路の曲線半径が短かいために、スピードを出してきた列車が転覆しないよう、部下に命じて危険なカーブを洗い出し、全路線の中で危険性の高いカーブから順にATSを設置するべきであつたのである。素人でも気がつくこのような回避措置

を怠った点は、鉄道事業のイロハのイを軽視したものと
いうべきである。この裁判に対する評価としては、裁判
所の姿勢はむろんのこと、被告人が現場の危険性を認識
していたことを立証しようとした検察官にも、過失犯の
構造に対する基礎知識の足りなさを指摘しなければなら
ない。しかも、検察官は、公判の途中から立証方針の誤
りに気づきながら、控訴をしなかった点で、揶揄するつ
もりではないが「作為義務違反」といわざるを得ないの
である。一審無罪判決が誤りだったことを肝に銘じなけ
ればならない。

四 風潮と違法性の意識

本判決の今一つの特徴といえるのは、「量刑の理由」
の部分において、柔道界の風潮に対する言及がされてい
ることである。

判決によると、「頭部さえ打ち付けなければ重大事故
は起きないと考えていた」のは、被告人ばかりでなく、
相当数の柔道指導者が同様の思い込みの上で柔道指導を
していたとする⁸⁾。判決は、「被告人が、本件柔道教室の
生徒の安全について十分な配慮ができなかったのは、こ

のような風潮にも由来するとみられる」と、被告人の心
理傾向に歩み寄る素振りも見せる。しかし、そう言いつ
つ、判決は断じて認められないとする。つまり、「技
量・体格等が未熟な者が強い力で投げられ、畳に打ち付
けられれば、身体各部に無理な力が加わり、何らかの障
害が発生しうることは十分予見でき⁹⁾、特に技量が未熟で
発達途上にあつて筋力等も十分でない小学生であれば、
そのような事故が生じうることは明らかであるから、こ
のような事情によつて、年少者に対する柔道指導者とし
て重い責任を負う被告人の刑事責任を大きく減じること
は相当とはいえない。」と、違法性の意識がなかったと
いう主張や期待可能性の主張を許さない姿勢を示してい
る。

むしろ、このような指摘の狙いは、柔道界に対する警
告のように思われる¹⁰⁾。というのは、このような風潮は、
「いまだ一掃されたとまではうかがわれない根深いもの」
との表現がなされているところに窺われるのである。わ
が国はさまざまな業界において因襲というべきしきたり
が蔓延つていて、それが「世間」の論理の支持を得て、
日本の近代化を妨げる役割を果たしている¹¹⁾。あるいは、

裁判所にそこまでの意識はないかもしれないが、業界の風潮は是正されるべきとの指摘は重く受けとめる必要がある¹²。裁判法は悪弊を除く役割を有していることを再確認することにしよう。

五 過失犯に刑事責任を問う意義

本件は、檢察審査会法による強制起訴によって刑事裁判として取り上げられた事例であるので、判例評釈の範囲を超えるかもしれないが、本判決の意義として、ふれておきたい。

本判決には、次のような特長がある。平成二二年五月から施行された新制度によって強制起訴された事例は、平成二六年七月の段階で、全国で八件であり、そのうち有罪になったのは、暴行罪に問われた徳島県石井町長と本件の二件である。しかも、町長の場合は、起訴猶予（嫌疑はある）に対するものであったが、本件は、有罪とするには証拠が足りないとする嫌疑不十分であったから、有罪へのハードルはより高かった、ともいわれている。このことで明らかのように、嫌疑不十分で檢察が不起訴にした事件に限れば、初めての有罪判決なのである。し

かも、強制起訴事件の中で過失犯で有罪とされたのは初めてなのである¹³。

過失犯罪について刑事責任を問うことに関しては、消極的な見解が多方面においてみられる。その一つの典型例は、過失犯罪について大事なのは原因究明であり、二度と同じような過ちをくり返さないようにすることだから、責任を問わないと約束して、事件関係者に原因究明に協力させるべきとの考え方である¹⁴。ただし、この考え方には疑問を呈せざるを得ない。なぜなら、東京電力福島第一原子力発電所のメルtdownによる放射能汚染に關しては、一切起訴はされていないのに、四年近くを経て、一向に原因究明はなされていないではないか。

柔道事故に關しては、多くの死傷事故がありながらほとんど刑事裁判にならなかったことが、危険性の認識が広まらなかつた要因でもあると指摘されている¹⁵ことに注意を向けるべきである。

ちなみに、これは一般の事件についても言えることであるが、刑事責任を明らかにすることは、関係者を「獄に繋ぐ」ことを意図するものではない。刑事裁判の第一の狙いは、真相解明を通して世の中の理非曲直をはつき

りさせることである。その点は、民事裁判と比べてみるとはつきりする。民事裁判では、真相解明より、関係者の法的安定の保持こそ第一義とされたりするのである。¹⁶真相解明を追求すれば、過失犯の規範的意味を正すことにもつながるはずである。¹⁷人間のあるべき姿を示す社会規範はさまざまあるが、刑法によって裁かれるということを通して事のよしあしがはつきりすることはいうまでもない。

過失犯に関して言葉を重ねれば、どの時点で回避措置をとっておくべきであったのかをはつきりさせることが、同じような過ちをくり返さないことに結びつくと思われるのである。既述のように、責任追及をしない方が真相解明につながるの考え方もあるが、東京電力福島第一原発については功を奏していない。場合によっては強制捜査の手を借りても真相解明をしないとしないこともあることを忘れてはならない。

ちなみに、責任の所在が明らかになれば、刑事司法過程の中で、各段階のいくつかの猶予制度¹⁸を用いて厳しい制裁については緩和してもよいのである。本件においても、選択刑のうち禁錮刑が選ばれ、かつ、執行猶予

がついており、被告人は実刑を免れているのである。

六 強制起訴制度の展望

本件は、強制起訴によって刑事裁判が実現され、有罪が認定された稀なものであるから、その意義について思うところを記しておきたい。

第一に、強制起訴制度は、検察官による判断に対する批判を、制度として許容したものである。一方で、検察官による不当な起訴¹⁹については、裁判において闘うことで一応の対処ができる。むしろ、そのこと自体、起訴された者にとっては大きな苦痛を伴うものである。ところが、本来起訴されるべき事案については、準起訴手続（付審判制度）以外は争いようがなかったのである。²⁰強制起訴制度によって、ようやく制度としてバランスがとれるように近づいたといえることができる。

第二に、強制起訴になるような事件は、仮に検察官の収集した証拠全体を見ても、有罪にするのは難しいという印象を受けるであろう。指定弁護士は、職務を受けた後、そのような場面に遭遇するにちがいない。その点で、今後、指定弁護士の権限強化が制度的課題になるといわ

なければならぬ。

第三に、司法への市民参加の一翼を担うものとして、その役割が認識されるべきである。裁判については裁判員裁判、公訴の提起については強制起訴と、刑事司法は市民参加をぬきにして論ずることはできなくなった時代を迎えたのである。その中で強制起訴の果たすべき役割を考えると、本件がそうであるように、公判で検証することによって事件を白日の下に晒すという意味もあるであろう。その点では、検察官と検察審査会では、起訴相当の判断基準が異なってもおかしいことではないのである。

七 まとめ

本件は、柔道指導という、広い意味での年少者に対するスポーツ教育の中で出現した事件であり、学校教育の中にも武道が導入されている今日の状況を踏まえると、重要な判決として受け止める必要がある。とくに、本判決が「適切な力加減」の必要性を明らかにしたことは、過失犯において回避措置を重心に考えるべきことを確認したものと高く評価したい。

- (1) 検察審査会法四一条の一〇。
- (2) 正木道場を開設して、小中学生を含む年少者の柔道指導をしてきた県立高校教員。
- (3) 判決は、Mが対外試合にも数回にわたり出場していたが、受け身の指導を受けていたにもかかわらず十分にできないなど、運動能力の点で劣っていたとしている。
- (4) 船山泰範「過失犯における回避措置重心説」『川端博先生古稀記念論文集（上巻）』（成文堂、二〇一四年）四一―頁以下。
- (5) この点を指摘したものとして、弥彦神社事件に関する最高裁判決がある（最決昭四二・五・二五刑集二一・四・五八四）。
- (6) 実際には、第二燐酸ソーダでもなく、アルミナ製造の際でできた産業廃棄物の結晶の外観が第二燐酸ソーダに類似していたため、納入されたものであった。
- (7) 神戸地判平二四・一・一一LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース・文献番号25480439。
- (8) この点について、公益財団法人全日本柔道連盟の発行する『柔道の安全指導』（二〇一一年第三版）では、急性硬膜下血腫について、「頭部打撲が明らかでない事例もあり」（同一頁）と記述されており、判決の指摘する通り、柔道界では、「頭さえ打ち付けなければ」という捉え方が一般であったといえる。なお、本判決直後の二〇一四年五月二日の日付で、全日本柔道連盟が、「回転

加速度損傷及び脳振盪について」というメールをわざわざ関係者に送っていることから、右のことは裏付けられる。ここでは、「頭を打たなくても、脳が激しくゆすぶられる力(回転加速度損傷)により『急性硬膜下血腫』を発症する可能性があります。」と書かれている。

(9) 判決文の読み方にかかわるが、「十分予見」できるといふのは、具体的に予見できるとも解される。他方、危惧感説の立場からみることこそ、危険性が十分にあるともみれる。

(10) 実際に柔道指導をしている研究者からも、「指導者の安全に対する配慮不足」が指摘されている(三宅仁「柔道における事故防止に関する研究―リスク回避のプロモーションに向けて―」平成国際大学スポーツ科学研究所所報第8号(二〇一三年)七頁)。

(11) 阿部謹也『日本人の歴史意識』(岩波新書、二〇〇四年)五頁は、「日本には『世間』という人と人との絆があり、その『世間』が個人を拘束している」と指摘している。

(12) 公序良俗の観念が、日本の近代化の中で「重要な社会的機能を営」んできたとされている(団藤重光『法学の基礎〔第2版〕』(有斐閣、二〇〇七年)一八頁)。

(13) 平成二七年一月の時点で過失犯について強制起訴の可能性のあるものが一例ある。平成二六年七月二二日、東京第五檢察審査会は、その任期の最後の日に(検審

一四條)、起訴相当の議決書を公表したが、これは一回目である(検審三九條の五第一項)。その事例というのは、東京電力福島第一原発の事故に関して、東京電力の勝俣元会長ら三人について起訴相当としたものであった。その後、平成二七年一月二二日、東京地検は再び不起訴処分にした。ただし、今後、檢察審査会は二回目の起訴相当の判断(起訴議決)をする可能性がある。そうなれば強制起訴になる。

(14) 日本失敗学会の基本的なスタンスである。

(15) 平成二六年五月一日朝日新聞朝刊における内田良准教授の指摘。なお、内田は、学校柔道において、二九年間で一一八名の子どもの命を落としていると指摘している(内田良『柔道事故』(河出書房新社、二〇一三年)一〇頁)。

(16) たとえば、親子関係不存在確認請求事件に関して、最高裁第一小法廷は、「子の身分関係の法的安定を保持する必要」という視点から判断を示している(最判平二六・七・一七)。もっとも、金築裁判官は、反対意見の中で、「事案の解決の具体的妥当性は、裁判の生命」であって、それを軽視してはならない、と指摘している。

(17) 企業の巨大過失犯罪については、一時点の一つの行為というより、いくつも回避措置をとるべき機会があったのにそれを逸してしまった場合が少なくない。

(18) 制度としては、刑事手続の順に、①微罪処分、②起

訴猶予、③宣告猶予、④執行猶予、⑤刑の一部の執行猶予、⑥仮釈放など、さまざまである。なお、③は現行法にはなく、⑤は、平成二八年六月までに施行されることになっている。

(19) 受訴裁判所が、不当・違法な起訴に対して、形式裁判による手続打ち切りによって対処すべきとする解釈として、公訴権濫用論がある。

(20) 準起訴手続による起訴がきわめて稀にしか認められていないことに対する批判もある。昭和二四年から平成二五年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件は、全部で二人にすぎず、九人が有罪、一二人が無罪であった（『平成二六年版犯罪白書』）。